

令和3年1月13日

子ども家庭センター（児童相談所及び一時保護所）職員の給与について（提案）

1. 提案理由

児童福祉司等の処遇改善にかかる国の通知を受けて、子ども家庭センター（児童相談所及び一時保護所）職員の特殊勤務手当の調整額化及び調整額の増額を提案する。

2. 提案内容

○子ども家庭センター（児童相談所）職員

対象職員：子ども家庭センター企画調整課（総務企画課）、相談対応課、育成支援課に所属する児童福祉司、児童心理司、保健師

| 現行 | 改正案 |
|---|----------|
| 特殊勤務手当（社会福祉等業務手当） 日額 600 円 虐待対応に従事した場合 550 円を加算 | 調整数 1. 5 |

○子ども家庭センター（一時保護所）職員

対象職員：子ども家庭センター保護第一課及び保護第二課に所属する看護師

| 現行 | 改正案 |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 夜勤ありの場合：調整数 1 夜勤なしの場合：調整数 0 | 夜勤ありの場合：調整数 1. 5 夜勤なしの場合：調整数 0. 5 |

3. 実施時期

令和3年4月1日

4. 協議期限

令和3年1月29日